

市民税・都民税の申告期限の延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から申告受付の集中緩和を図ることを目的に、令和2年度市民税・都民税の申告期限を延長します。

なお、市民への周知にあたっては、郵送申告への協力依頼を合わせて行います。

記

1 申告期限

【変更前】令和2年3月16日（月曜日）

【変更後】令和2年4月16日（木曜日）

なお、確定申告の期限も4月16日（木曜日）まで延長されていますが、3月17日（火曜日）以降に提出された市民税・都民税申告書や確定申告書については、申告内容が第1期（6月末納期限）に反映できないケースも予想されます。この場合、第2期以降で反映の上、課税または税額が変更となる方に対して納税通知書等によりお知らせいたします。

2 申告場所

現在、市民税・都民税の申告受付は、八王子市役所1階ロビーで行っていますが、3月17日（火曜日）以降は、八王子市役所2階税務部住民税課3番窓口で申告を受付けます。

3 郵送による申告書提出への御協力について

市民税・都民税申告受付会場には多数の方が来場されます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限り郵送で提出いただくようお願いいたします。

市民税・都民税申告書を既に送付されている方におかれましては、申告書送付時に添付した組立式封筒を御利用ください。市民税・都民税申告書をお持ちでない方は、税務部住民税課（電話：042-620-7219）まで御連絡ください。

<問い合わせ> 税務部住民税課長 小林 真毅
電話042-620-7343